

屋外広告物の魅力を高めて賑わいのあるまちづくりを推進しましょう

ルールとモラルでつくる 魅力的な景観づくり

佐賀県は美しい自然景観や緑豊かな田園景観に恵まれ、魅力的な都市景観も形成されています。また、次世代に残したい歴史的な建物やまちなみをはじめ個性あるまちも多く、山地、里山、市街地、海岸などの地域の特色を活かした美しい景観づくりを進めています。

このような景観は、佐賀県民共有の財産です。そのような景観をつくる重要な要素のひとつに「屋外広告物」があります。過剰な屋外広告物は景観を壊すこともありますが、場所やデザインによってはまちの個性や賑わいを創出することができます。

そこで、佐賀県では平成21年3月に屋外広告物条例を改正し、景観に配慮した屋外広告物の新しいルールづくりを行いました。行き過ぎた表現や悪質な事業者を規制するためのルールを強化する一方、地域の賑わい創出や美しい景観形成に貢献できるような屋外広告物づくりを奨励することにしました。モラルを高め、「佐賀県らしい」景観まちづくりが行われるよう屋外広告物制作の指針を示す本ガイドラインを策定しました。

屋外広告物には 許可申請が必要です

屋外広告物とは「常時または一定期間継続して屋外で公衆に掲示されるもの」で営利・非営利を問いません。基本的に屋外広告物を掲示する場合は許可申請が必要です。

屋外広告物の許可区域

屋外広告物を掲示できない禁止区域と掲示できる許可区域に分かれます。許可区域は4つの区域に分かれ、それぞれ掲示できる面積や高さに制限があります。

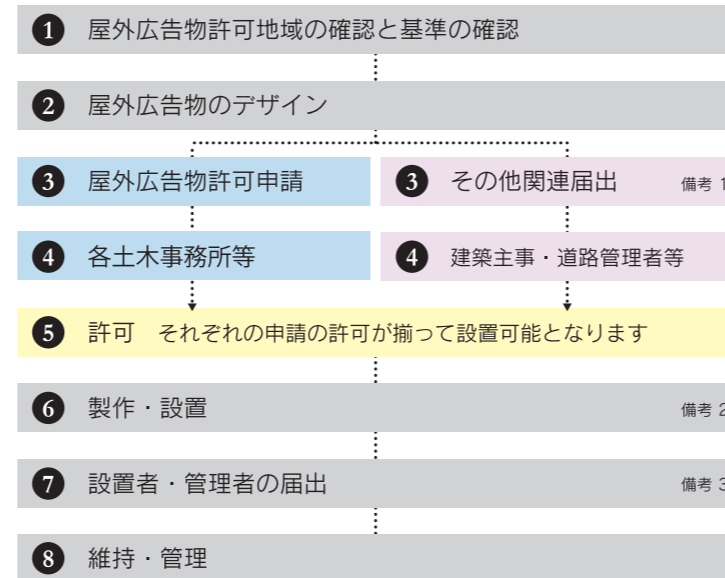
良いデザインの特例措置

屋外広告物の掲示できる面積や高さには制限がありますが、佐賀県では基準が緩和される特例措置を設けました。色や面積を規制することではなく、地域や景観に配慮した美しい屋外広告物の設置を目標としています。

問い合わせ先：佐賀県まちづくり推進課 電話：0952-25-7326

詳しくは県のホームページで紹介しています

屋外広告物許可申請の流れ



備考1
屋外広告物が高さ4mを超える工作物にあたる場合は建築確認申請
道路にはみ出るものは道路占用及び道路使用許可申請等

備考2
屋外広告物の設置委託をする場合は
佐賀県の屋外広告物業の登録業者に限定

備考3
許可を受けた広告物には管理者の設置が必要
但し、簡易広告物は除外

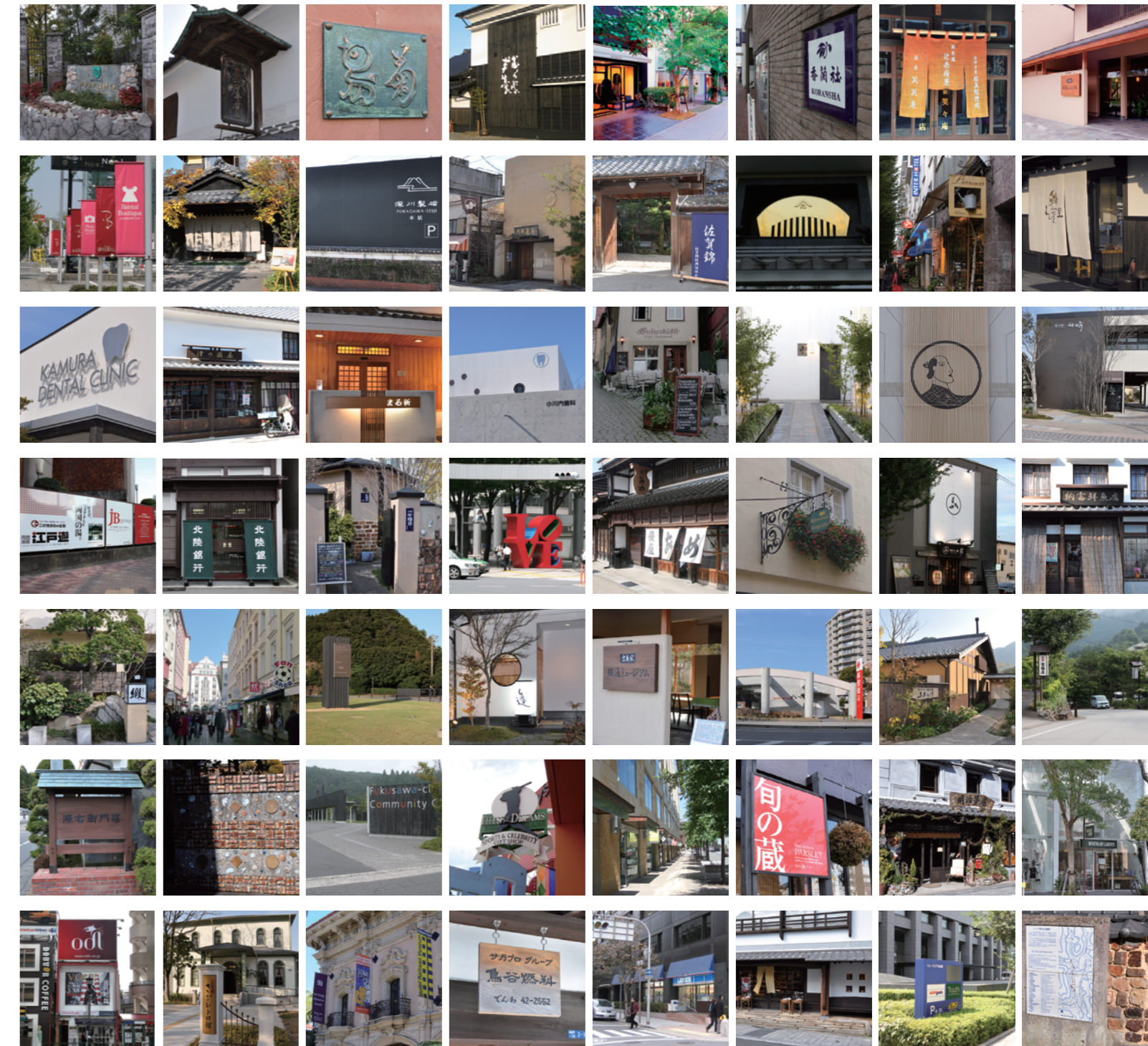
屋外広告物担当窓口／問い合わせ・連絡先

屋外広告物に関する許可地域・許可基準等については、下記の土木事務所、自治体へお問い合わせください。

事務所名 担当課・係	所在地 電話番号	所管区域
佐賀市 建築指導課	〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 TEL: 0952-40-7172	佐賀市
佐賀土木事務所 管理課 道路・開発担当	〒840-0854 佐賀市八戸2-2-67 TEL: 0952-24-4346	多久市 小城市
神埼土木事務所 管理課 管理担当	〒842-0007 神崎市神埼町大字鶴3542 TEL: 0952-52-7660	神崎市 吉野ヶ里町
鳥栖土木事務所 管理課 管理担当	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL: 0942-83-4176	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
唐津土木事務所 管理課 管理担当	〒847-0861 唐津市ニタ子3-1-5 TEL: 0955-73-2863	唐津市 玄海町
伊万里土木事務所 管理課 管理担当	〒848-0041 伊万里市新天町122-4 TEL: 0955-23-4152	伊万里市 有田町
武雄市 都市計画課	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1 TEL: 0954-23-9418	武雄市
武雄土木事務所 総務管理課 管理担当	〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和265 TEL: 0954-22-4184	大町町 江北町 白石町
鹿島土木事務所 管理課 管理担当	〒849-1311 鹿島市大字高津原3400 TEL: 0954-63-3221	鹿島市 嬉野市 太良町

地域から愛されるお店づくり

佐賀県屋外広告物ガイドライン



佐賀県 県土づくり本部 まちづくり推進課 景観担当

〒840-8570 佐賀市内1-1-59 TEL: 0952-25-7326
ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp/web/keikan>